

広島県告示第四百八十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、次のとおり就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十三年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を廃止した事業所	廃止年月日
	名 称	所 在 地		
社会福祉法人若葉	東広島市黒瀬町丸山一八番地三五	尾道市因島大浜町字倉谷新開四二七番地九	黒瀬ありんこ	平成二十三年三月二日
	東広島市黒瀬町丸山一八番地三五	尾道市因島重井町五九番地一	ドリームズ	平成二十三年三月二日